

香川県高松土木事務所音声応答転送装置整備仕様書

一 総 説

1. 業務名称 香川県高松土木事務所音声応答転送装置整備業務
2. 履行場所 高松土木事務所
3. 期 間 令和8年8月20日 ～ 令和8年10月31日
4. 業務概要

本業務は、香川県高松土木事務所において音声応答転送装置を設置し、代表回線の着信に対し応答メッセージを流出後、通話内容を録音できるようにする。

二 装置仕様

品 名	数 量	単 位	仕 様	備 考
音声応答転送装置	2	式	IVR-24VoIPⅢ	NTTひかり対応
チャンネルライセンス	9	式	IVR-BRⅢ-CL4	通話録音あり
無停電電源装置	2	台	IVR-24VoIP-UPS	
A B C スイッチ	2	台	SW1030A	
保守用 P C	1	台	・タイプ：ノート型 ・ディスプレイ：15.6型 ・メモリ容量：8GB ・OS：Windows 11 ・DVDスーパーマルチドライブ	Office無し 推奨：NEC PC-VKL45FBGB2M

三 施 工

1. 施工内容

- ①ひかり電話網端末(ONU)と庁舎既設交換機(NEC：SV9300)間にABCスイッチを介して音声応答転送装置を接続すること。
- ②ABCスイッチは、音声応答転送装置が故障した場合、代表電話着信が行える様に手動で本体スイッチを操作する事により、ひかり電話網端末(ONU)と庁舎既設交換機が直通状態になる様に接続すること。
- ③音声応答転送装置とABCスイッチは、交換機収容架(19インチラック)内に設置すること。
- ④機器の電源について、既設コンセントから距離がある場合は、OAタップ等で電源供給を行うこと。
- ⑤機器間の配線については、見栄えよく配線すると共に、各ケーブルの要所には、プラスチック製又はファイバ製の表示札等を取付け、系統種別・行先等を視認しやすいように表示すること。
- ⑥各機器にテプラ等で示名条片を貼ること。
- ⑦代表電話着信時に録音告知及び通話録音が行える様に設定すること。
- ⑧内線から外線発信時、通話録音が行える様に設定すること。
- ⑨委託者から指示があれば音声応答機能（ツリー転送等）が使用できる様に設定すること。
- ⑩録音告知や通話録音をしたくない部署がある場合は、必要に応じ本装置の設定を行うこと。
- ⑪設置完了後、動作試験を行うこと。
- ⑫本仕様書に記載のない事項は委託者の指示に従うこと。
- ⑬作業は、十分注意して施工し、必要に応じて勤務時間外に行わなければならない。
- ⑭導入後の操作研修の実施及び操作マニュアルを作成すること。また、導入後1ヶ月間は、使用に関する相談等に即対応ができること。

四 その他一般事項

1 業務の施行

この業務は、業務請負契約書、設計書、本仕様書、図面に基づき、本県係員の指示により施行する。

2 関係法規

本業務の履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等正確に行い、本県係員の指示に従い適正な履行に努めること。また、作業にあたり資格が必要な場合は、有資格者を従事させること。

3 責 任

この仕様書は仕様の大要を示すものであり、法規・技術・外観上当然施工しなければならないことは勿論、記載のないことでも、業務上又将来の運用の安定に関係のあることは、些細なことについても施工する責任があり、必要に応じて委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。

4 現場調査

仕様書に記載している内容どおりに施行できるかどうか、不明な点については事前に現地調査及び委託者との打ち合わせを必ず行い、誤りのないようにすること。

5 建物等損傷の補修

業務施工の際は、建物等を損傷しないよう十分に注意し、もし損傷したときは、同一材料等で見えがかりよく補修すること。

6 資格要件に関する事項

本業務において既設交換機に対しデータ設定等を行う場合、NECライセンス資格制度のCEライセンスを所持している者が行うものとする。

また、法令で定める免許取得者および技能講習修了者（以下、総称して「有資格者」という。）が必要な業務においては、有資格者を従事させなければならない。

7 機器及び材料

業務に使用する機器及び材料は、認定を必要とするものはこれに合格し、委託者の承認を受けなければならない。

8 保 証

業務完了届出後の検査実施日から1年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受託者の負担で対応すること。

9 災害予防

火災と機器の災害防止、又作業時の安全には特に注意し、作業を行う者にはその主旨を徹底させること。

10 疑義と軽微な変更

作業中不審な点あるいは疑義があるときは、その都度係員の指示を受け、軽微な変更等は係員の指示のとおり、受託金額内でもって施工すること。

なお、業務終了後1ヶ月以内に生じる軽微な作業は、この業務に含まれるものとする。

11 作業現場管理

労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法則に従い作業場の管理をしなければならない。

12 廃棄物の処理

この業務により発生する廃棄物については、受託者の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び香川県または市・町の指導に従って、適正に処理すること。

13 業務完了報告書等の提出

①完成図

システム構成図・関連機器一覧・機器配置図および各試験成績書を作成し、2部提出すること。

②業務写真

業務の記録写真を1部提出（完成図2部の内1部に綴じ込み）すること。

③その他資料

音声応答転送装置説明書、設定説明書、データ設定表を1部提出すること。

14 検 査

本業務終了後、検査を行い合格をもって完了とする。